

条	船舶機関規則	解 説
	第4章 動力伝達装置及び軸系	第4章 動力伝達装置及び軸系
第35条	(警報装置) 主機の動力を伝達する動力伝達装置又は軸系であって強制潤滑方式により潤滑油が供給されるものは、潤滑油供給圧力が低下した場合に警報を発する装置を備え付けたものでなければならない。	(警報装置) 35.0(a) 本条の規定は、推進のために必要な動力伝達装置及び推進軸系以外のもの、連続最大出力37kW以下の機関の動力伝達装置及び推進軸系、ポンプ等により圧力を加えて潤滑する船尾管及び中間軸受以外のものには適用しない。 (b) 警報については、附属書[9]「安全装置の基準」によること。
第36条	(クラッチ又は逆転装置の作動装置) 主機の動力を伝達する動力伝達装置であって油圧ポンプ、空気圧縮機その他の機械（以下この条において「油圧ポンプ等」という。）が発生する力により作動するクラッチ又は逆転装置を有するものは、当該クラッチ又は逆転装置を作動する力を発生する通常使用する油圧ポンプ等のほかに、当該油圧ポンプ等が故障し、又は停止した場合において、直ちにその機能を代替することができる予備の油圧ポンプ等を備え付けたものでなければならない。ただし、当該通常使用する油圧ポンプ等が故障し、又は停止した場合において、手動により当該クラッチ又は逆転装置を作動させることができる動力伝達装置については、この限りでない。	(クラッチ又は逆転装置の作動装置) 36.0(a) 本条の規定は、推進のために必要な動力伝達装置以外の動力伝達装置には適用しない。 (b) 次に掲げる船舶の動力伝達装置以外のものについては、当該クラッチ又は逆転装置をボルトで固縛できる場合、予備の油圧ポンプを省略して差し支えない。また、次に掲げる船舶の動力伝達装置であって、当該クラッチ又は逆転装置をボルトで固縛した後も固縛方向を変更することなく前進力及び後進力を発揮することができる船舶のものについても、予備の油圧ポンプを省略して差し支えない。 (1) 外洋航行船(限定近海貨物船を除く。) (2) 総トン数500トン以上の漁船(施行規則第1条第2項第1号の漁船をいう。)
第37条	(船尾管装置等) 船尾管装置その他軸が船舶の外板を貫通する部分に備え付ける装置であって潤滑のために油を使用するものは、漏油を防止するための措置が講じられたものでなければならない。	
第38条	(支面材) 船尾管後端部及び張出軸受内面上部と軸とのすき間は、軸に過大な曲げ応力が生じないように支面材が調整されたものでなければならない。	(支面材) 38.0(a) 船尾管後端部又は張出軸受内面上部と軸とのすき間については、附属書[4]「構造等の基準」によること。
第39条	(海水に接する軸) プロペラ軸、船尾管内にある中間軸その他海水に接触する軸は、腐食を防止するための措置が講じられたものでなければならない。	(海水に接する軸) 39.0(a) プロペラ軸の腐食の防止については、附属書[4]「構造等の基準」によること。
第40条	(継手) 過大な曲げ応力が生じるおそれのある軸の継手は、たわみ継手としなければならない。	(継手) 40.0(a) 貨物油ポンプの駆動軸がガス密隔壁又は油密隔壁を貫通する場合は、ポンプと原動機との間にたわみ継手が設けられていること。
第41条	(プロペラ) プロペラは、プロペラ軸に堅固に取り付けられたものでなければならない。	(プロペラ) 41.0(a) プロペラのプロペラ軸への取付けについては、附属書[4]「構造等の基準」によること。